

鳥取縣公報

昭和二十二年八月八日
第千八百三十三號

金曜日

本報ノ大キサハ國定規格ヨリ列

告示

鳥取縣告示第三百四十三號

遊泳場取締規則第三條により東伯郡八橋町長押本頭平に對し左記游泳場の開設を許可した。

昭和二十二年八月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

記

- 一、名 稱 八橋濱海水浴場
- 二、所在地 東伯郡八橋町大字八橋
- 三、開設期間 自昭和二十二年七月二十五日
至昭和二十二年八月二十五日

鳥取縣告示第三百四十四號

助産婦名簿登錄事項中次のように訂正した。

昭和二十二年八月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

- 本籍地 八頭郡智頭町大字智頭二、〇六七ノ二
- 前住所及開業地 八頭郡智頭町大字口波多一八九
- 現住所及開業地 八頭郡用瀬町大字用瀬三八四宮本末藏方
- 昭和二十二年七月二十一日住所及開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年八月五日訂正

扶持本 と く

大正七年六月十九日生

- 本籍地 岩美郡宇倍野村大字宮ノ下一四三
- 前住所及開業地 鳥取市南行徳一八七井上とみ方
- 現住所及開業地 岩美郡宇倍野村大字宮ノ下一四三
- 昭和二十二年七月三十一日住所及開業地變更により助産婦名簿訂正方願出たので昭和二十二年八月五日訂正

佐々木 富 枝
 大正十三年六月二十五日生
 前本籍地 富山縣東礪波郡東敵若村大字東保一、八六四
 現本籍地 日野郡黒坂町大字福長八五六
 現住所及開業地 米子市車尾八一五
 昭和二十二年七月二十八日婚姻により前姓「長森」
 を「青木」に並に本籍地變更により助産婦名簿訂
 正方願出たので昭和二十二年八月五日訂正

青 木 文
 明治四十三年二月三日生

鳥取縣告示第三百四十五號
 物價統制令第四條の規定によつて精穀加工賃の統制額を
 次のように指定する。

昭和二十二年八月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、精米 一俵につき(六〇斤) 一〇圓〇〇
 二、精麥 一六、〇〇

支稜麥 同 一六、〇〇
 三、押麥 同 五、〇〇
 四、製粉 一升につき(既四〇〇) 一、一〇
 五、粉砕 同 一、二〇
 六、右の最高加工賃は副産物委託者戻しの加工賃である。
 七、右の最高加工賃は各委託重量の委託を受けた場合の
 最高加工賃であつて各委託重量未滿の加工賃は右最高
 加工賃を基準に委託重量の割合により算出した額によ
 る。
 八、右の最高加工賃につき錢位未滿の端數を生じた場合
 は四捨五入するものとする。
 九、集荷配達をした場合においても右の最高加工賃を超
 えることは出来ない。

鳥取縣告示第三百四十六號

物價統制令第五條第一項の規定により手割割箸の販賣價
 格の統制額を次の通り認可する。

昭和二十二年八月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一、認可を申請した者

鳥取縣割箸製造業者

代表 伊 奈 垣 勝 美

二、認可した價格等の額

品名	規格	單位	製造業者	卸賣業者	小賣業者
裸割箸	七寸角型	五十膳入	四、四〇	四、八〇	五、八〇
同	七寸小判型	同	五、五〇	六、一〇	七、三〇
同	五寸五分角型	同	三、四〇	三、七〇	四、四〇
小袋入割箸	七寸角型	四十膳入	六、四〇	七、〇〇	八、四〇
同	五寸五分角型	同	五、二〇	五、七〇	六、八〇
同	七寸小判型	同	七、三〇	八、〇〇	九、六〇

1、本表價格は杉のものの價格であつて松製のもの本
 表價格の三割下げとする。
 2、一袋三十膳入五十膳入等のものは本表に準じ算出し
 た額とする。
 3、バラ賣りのものは本表價格より五〇錢を控除した額
 とすること。

4、製造業者統制額は賣主の庭先又は工場渡し卸賣業者
 統制額は買主の店先渡し小賣業者統制額は賣主の店先
 渡しのもの價格とし荷造費包装費は賣主の負擔とす
 る。
 5、本表價格には税金は含まない。
 6、計算中錢位については四捨五入すること。
 三、統制額實施の日
 昭和二十二年八月六日

鳥取縣告示第三百四十七號

森林害蟲防除施設補助規程を次のように定める。
 昭和二十二年八月八日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

森林害蟲防除施設補助規程

第一條 市町村、森林組合、その他団体個人が民有林に
 おける害蟲防除の目的をもつて野鳥の保護増殖のため
 に巢箱を設置するときはその要する費用に對して毎年
 度豫算の範圍内において補助金を交付する。

第二條 補助金は巢箱二〇箇以上の設置に要する費用の

全額以内とし事業成績を斟酌してこれを決定する。

第三條 補助金の交付を受けようとする者は第一號様式の申請書を前年度二月末日までに所轄地方事務所長に提出しなければならない。

第四條 補助金の交付申請をしたものでその事業に著しい變更を加え又は中止したときはその事由を具して遅滞なく所轄地方事務所長に届出でなければならぬ。

第五條 補助金の交付を受けたもので不正の行爲をなした又は補助金交付の目的を達成することができないと認められたときは既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることがある。

附 則

本規程は公布の日からこれを施行する。

(第一號様式)

巢箱設置補助申請書

一、設置箇所 數量 何郡 何町 何字 何々 外何ヶ所 知 事 殿

前記の通り設置を終了したから御届する。

昭和 年 月 日

何郡 何町

何 某園

二、形 量 幅 何寸 横 何寸 高 何寸

三、經 費 何圓

内製作費 何圓

取付費 何圓

四、設置終了豫定年月日 何年何月何日

前記の通り實行するから補助金を交付下さるよう申請する

昭和 年 月 日

何郡 何町

何 某園

知 事 殿

第二號様式

巢箱設置終了届

設置箇所 數量(明細書の通り)

二、形 量

三、經 費

内製作費

取付費

圓

縣 會 告 示

鳥取縣會告示第九號

左記鳥取縣會議員之證は昭和二十二年六月二十五日鳥取市に於て盜難に罹り紛失したので無効とする。

昭和二十二年六月八日

鳥取縣會議長 中 田 吉 雄

記

交付番號 交付年月日 職 名 氏 名

第三十三號 昭和二十二年六月六日 縣會議員 田中義知

彙 報

行旅死亡人周知方について

(心當の向は直接取扱者あて照會せられたい)

鳥取縣教育民生部長

(一)取扱者 岩手縣氣仙郡高田町長

氏名 不詳 年令 三十五六才位の男

人 相

体格肥たる者 身長五尺四寸 頭髮八分刈 頭部大に

して角型、顔色稍黄色 口稍大 鼻上向にして丸型、耳大

着衣及所持品

五拾錢紙幣六枚 煙草みのり少量 豆煙管一本

死亡年月日場所

昭和二十二年七月五日后八時三十分高田町字栃ヶ澤四番地の鐵道上にて轢死

(二)取扱者 岩手縣氣仙郡高田町長

氏名(自稱)佐藤オサ(自稱)年令五十五才女

人相特徴

体格やせたる方 身長四尺八寸位 頭髮長く 顔色お白

粉焼きにて黒色 口普通 齒下齒一本欠

着衣所持品

襦袢 着替襦袢一枚 給縦縞一枚 黒色横縞一枚

右は昭和二十二年六月十九日より高田町に於て救護を加へおりたるものにして精神盲弱者榮養失調にて七月八日死亡せり

(三)取扱者 栃木縣栃木市長

本籍地及出生地不明 住所に關する經歷不明

生後四、五日位の嬰兒(男)
 相貌其他特徴 身長五〇センチ 頭髮一、五センチ
 所持品又は遺留品なし
 病症 不明

(四) 茨城縣新治郡高藩町長

本籍地 現住所 氏名 不詳 三十才前後の女
 人相特徴 身長四尺八寸位
 着衣及所持品 上衣なし 下スカートアヅキ色に白き
 縞あり 白ネル腰巻に赤紐を附す
 死亡年月日 昭和二十二年七月五日午前九時頃常盤線
 高藩驛西方約五丁鐵橋上にて轢死

(五) 取扱者 青森縣津輕郡西平内村長

本籍 住所 氏名 不詳 二十二、三才位の女
 人相及特徴 丸顔 髪三分一位のパーマ 左大腿部に
 直径一寸位の「アザ」 右足くびに手術せるあと
 着衣及携行品
 紺の服(ボタン七ツ) 黒サージズボン 紅茶色のズボン 吊り
 右は昭和二十二年七月六日青森縣東津輕郡西平内村大字
 土屋部落より北東三五〇米の地点にあたる漂流死体

(六) 取扱者 香川縣丸亀市長
 本籍 住所 氏名 不詳の六十才前後の男
 人相特徴 身長五尺一、二寸位 瘦型 頭髮白髪混り
 で前頭部禿上る 其他は腐敗のため不明
 着衣所持品

三越マーク入鼠色三揃 京都大丸マーク入折襟カラ
 鼠色ネクタイ 白ワイシャツ 半紙型老女の寫真一枚
 (裏面は祖母明治十八年十二月五十六の時撮影とペシ書)
 右は昭和二十二年六月二十六日午後六時四十分丸亀市新
 堀港外東防堤燈臺十五間北側海面上に溺死体として發
 見したものなり

(七) 取扱者 山形縣飽海郡上郷村長

本籍 住所 氏名 不詳の四十才前後の女
 人相着衣及携行品 全裸体にして紫褐色を呈し頭髮抜
 け頭部及顔面腐爛し創傷等の判別不能
 身長四尺五寸位瘦型にして小柄なり死後約二十日以上
 經過せり 遺留品なし
 發見場所及日時 昭和二十二年七月四日午前十時頃飽海
 郡上郷村大字山寺字小出下川原最上川左岸

昭和二十二年八月八日印刷
 昭和二十二年八月八日發行

鳥取縣公報

(昭和二十四年四月十五日)
 (第三種郵便物認可)

鳥取縣鳥取市東町 行
 鳥取縣鳥取市東町 行
 鳥取縣鳥取市東町 行
 鳥取縣鳥取市東町 行